	ヤマトホームコンビニエンス株式会社、広島運輸株式会社、西部運輸株式会社、トナミ運輸中国株式会社、四国運輸株式会社、四国名鉄運輸株式会社、ランテック株式会社、西鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社
山口県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、日通トランスポート株式会社、レンゴーロジスティクス株式会社、株式会社丸運液体輸送広島、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、トナミ運輸中国株式会社、防府通運株式会社及び西鉄運輸株式会社
徳島県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、阿波池田通運株式会社、牟岐線通運株式会社、東海運株式会社、四国牛乳輸送株式会社、チルドウェイ株式会社、阿波合同通運株式会社、株式会社板野運送、有限会社ベスト運輸、福原運送株式会社、有限会社山本運輸、丸点通運株式会社及び四国名鉄運輸株式会社
香川県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国運輸株式会社、丸点通運株式会社、関西陸運株式会社、株式会社朝日通商、四国名鉄運送株式会社及び四国名鉄運輸株式会社
愛媛県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国運輸株式会社、丸点通運株式会社、関西陸運株式会社、四国名鉄運輸株式会社、南予通運株式会社、四国梱包運送株式会社、ペガサス運輸株式会社及び宇和島自動車運送株式会社
高知県	ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、高知通運株式会社、四国運輸株式会社、高知福山通運株式会社、高知県倉庫運送株式会社、丸中運送株式会社、丸福運輸株式会社、関西陸運株式会社及び四国名鉄運輸株式会社
福岡県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、丸全昭和運輸株式会社、日通トランスポート株式会社、愛知陸運株式会社、日本フレートライナー株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、株式会社丸運、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、四国名鉄運輸株式会社、日通福岡トラック株式会社、有限会社福岡空輸サービス、ランテック株式会社、福岡ひまわり運送株式会社、日通久留米輸送株式会社、日通北九州運輸株式会社、三照株式会社、高倉運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西鉄運輸株式会社、九州日立物流サービス株式会社、株式会社トライアル・ロジスティック・システム、ニシユ有限会社、有限会社谷口陸海、タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、西久大運輸倉庫株式会社及び臼杵運送株式会社
佐賀県	ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、九州日立物流サービス株式会社、松浦通運株式会社、佐賀梱包運輸有限会社、佐賀県農業協同組合、佐賀高速運輸株式会社、株式会社丸都運輸、西鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社
長崎県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、日通長崎運輸株式会社及び株式会社深町組
熊本県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国名鉄運輸株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社
大分県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、豊後通運株式会社、東久大通運株式会社、臼杵運送株式会社、大分海陸運送株式会社、株式会社ダイヤモンドライン及び大分運輸株式会社
宮崎県	ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、ランテック株式会社、臼杵運送株式会社及び日通宮崎運輸株式会社
鹿児島県	ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西久大運輸倉庫株式会社、臼杵運送株式会社、日通宮崎運輸株式会社、日通鹿児島運輸株式会社及び富士運送株式会社
沖縄県	ヤマト運輸株式会社、株式会社日新及び沖縄ヤマト運輸株式会社

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１５７８号

東京都豊島区雑司が谷３丁目11－８　星野方
債務者　池野　達也
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５７９号

東京都東久留米市柳窪４丁目14―12―105
債務者　水野千佳子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１３号

東京都江戸川区小松川４丁目107―202
債務者　堀田　信康
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２４号

東京都墨田区本所３丁目18－４
債務者　森岡ヒロ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２５号

東京都江戸川区北小岩３丁目19―14―101
債務者　山口　友和
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２６号

東京都江戸川区北小岩３丁目19―14―101
債務者　山口季代子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３２号

東京都足立区六木３丁目39―５―707
債務者　二階堂訓江
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部